

告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

志木東口駅ビル

埼玉県新座市東北二丁目三十八番十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 放置自転車の禁止区域内であるため、店舗利用者が路上駐輪することのないよう、駐輪場の周知徹底に努めてください。

(2) 用途変更における確認が必要となる場合は、確認の申請を行ってください。また、建築基準法に適合する計画としてください。

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十日から平成二十七年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター